

令和5年度移住・定住支援制度一覧 (R5.8月時点)

市町村名	玉野市															
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度						空き家情報	
		東京10月	大阪7月	大阪2月	日程	会場	日程	行程	お試し暮らし等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
総合政策課移住定住推進室	○	○	○	○					○	○		○	○	○	○	

1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
政策部総合政策課移住定住推進室	齊藤 玲名	0863-32-5580

2 移住専門相談員の有無

有 ・ 無

名称	氏名	連絡先
たまののJUコンシェルジュ	森 美樹	0863-31-1388
主な業務	① 空き家等の住居情報の収集、空き家の利活用及び当該情報の提供に係る支援 ② 生活習慣、地域資源等の地域情報の収集及び当該情報の提供に係る支援 ③ 移住希望者の問い合わせに対する支援 ④ 移住者に対する移住後の支援 ⑤ 本市への移住希望者及び移住者の把握、登録及び管理 ⑥ 前各号に掲げるもののほか、移住・交流の促進に係る支援	

3 お試し住宅の有無

有 ・ 無

整備年度	活用施設	利用単位	R3年度利用件数	うち移住件数

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し暮らし等	たまののお試し滞在助成金	本市への移住を希望する者が住居又は仕事を探す活動等を行う際に、滞在費及び市内での活動費の一部を助成する。 【対象】 たまのの認定移住者登録制度に登録している人(同行者1名を含む)が下記に掲げる活動を行う場合とする(ともに県外在住の方に限る)。 ・市内で住居又は仕事を探す活動 ・市内の地域情報を収集する活動	下記の費用について、上限5万円までを助成。 ・宿泊施設又は居住物件借上げに係る費用 ・レンタカー借上げに係る費用 ・レンタサイクル借上げに係る費用
起業	創業アシスト奨励金	魅力ある商店等の創出による地域商業の活性化を図るため、小売業、飲食店(バー、ナイトクラブを除く)、宿泊業における新規創業に対する奨励金を交付する。 【交付対象】 ・市内で対象業種に関する店舗を開業する新規創業者(第二創業は除く)(小売業、宿泊業、飲食サービス業) ・個人…事業主が市内に住所を有する ・法人…市内に本店を有する ・適正な収益を上げる事業計画がある ・必要な許認可等を受けている ・玉野商工会議所又は岡山南商工会の会員である ・玉野商工会議所又は岡山南商工会東見支所による所定の経営指導を月1回 6か月以上継続して受けている ・創業塾の全ての回に出席している ・創業の日から5年間、事業の継続が見込まれる ・市税を完納している ・暴力団員、暴力団員等でない ・創業日から1年2か月以内に申請書を提出する 【対象外】 ・過去に市内で個人又は法人として事業を行ったことがある ・過去に奨励金の交付を受けた者 ・過去に奨励金の交付を受けた者の配偶者又は2親等以内の親族 ・他者の事業の承継 ・中小小売商業振興法第4条第5項に規定する連鎖化事業 ・移動販売など事業所が常設でない ・事業所で宗教活動や政治活動を行う	【基本額】 一般 25万円 若年者・女性・転入者 30万円 ※若年者 = 創業日時時点で満40歳未満 【加算額】 ・指定地域 10万円 ・研修費 1/2 上限5万円 ※指定地域 = ハレいろ・OKAYAMA サイクリングルート沿線

	<p>空き店舗改装事業補助金</p>	<p>新規創業に際し大きな負担の1つである改装費の一部を補助することで、新規創業の促進を図り、創業アシスト奨励金との相乗効果を図る。</p> <p>【交付対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内で対象業種に関する店舗を開業する新規創業者(第二創業は除く)(小売業、宿泊業、飲食サービス業) ・個人…事業主が市内に住所を有する ・法人…市内に本店を有する ・適正な収益を上げる事業計画がある ・必要な許認可等を受けている ・創業の日から5年間、事業の継続が見込まれる ・市税を完納している ・暴力団員、暴力団員等でない ・創業日から1年2か月以内に申請書を提出する <p>【対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去に市内で個人又は法人として事業を行ったことがある ・過去に奨励金の交付を受けた者 ・過去に奨励金の交付を受けた者の配偶者又は2親等以内の親族 ・他者の事業の承継 ・中小小売商業振興法第4条第5項に規定する連鎖化事業 ・移動販売など事業所が常設でない ・事業所で宗教活動や政治活動を行う 	<p>一般物件 1/2 上限50万円 空き店舗情報登録物件 2/3 上限100万円</p>
<p>就農</p>			
<p>住宅</p>	<p>玉野市空き家改修事業補助制度</p>	<p>空き家の利活用を促進するために、空き家改修費用を補助する。</p> <p>【対象者】 次の全てに該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・玉野市の「空き家情報」に登録されている空き家の所有者又は利用登録者(登録者同士が2親等以内の親族でないこと) ・玉野市の「空き家情報」に登録されている空き家を購入する人、贈与を受ける人 ・貸借契約する場合の貸主又は借主のいずれか ・補助金交付後3年以上継続して玉野市に住民登録する人(改修後、3年以上継続して補助の対象となった住宅に居住する人) ・市税等の滞納がない人 ・市内の施工業者を利用して改修工事を行う人 <p>【補助対象住宅】 次の全てに該当する住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付申請日から1年以内に購入、受贈または賃借した住宅(補助上限額に達するまで期限内複数回申請可) ・一戸建ての住宅 ・併用住宅(住宅と店舗が一体となった建物のうち住居部分が2分の1以上の建物) 	<p>【補助率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の2分の1(上限50万円) ・補助対象者の委任により直接施工業者に交付 <p>【補助対象経費(例)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の増・改築工事 ・浴室、台所、トイレのリフォーム ・給排水、電気、ガス設備工事 ・屋根、外壁の改修工事 ※車庫、物置等の設置工事や、門塀、塀等の外構工事など、住宅本体以外の工事は対象になりません。 <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正があったときや、交付から3年以内に転居したときなどは、居住年数に応じて補助金を返納
	<p>玉野市空き家家財等処分支援制度</p>	<p>空き家の利活用を促進するために、空き家に放置された家財等の処分費用を補助する。</p> <p>【対象者】 次の全てに該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家の所有者であること ・この補助金の交付の決定を受けた日から起算して3年間継続して、所有者の2親等以内の親族でない者に対して売却、贈与、賃貸又は貸与するまでの間、補助対象住宅を情報提供制度に登録すること ・本市の市税を滞納していないこと ・当該補助対象住宅に対し、この補助金の交付を受けたことがないこと <p>【補助対象経費】 玉野市一般廃棄物処理許可業者に委託して実施した家財等の処分及び搬出に要した経費</p>	<p>【補助率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の2分の1(上限10万円)
<p>子育て</p>	<p>こども医療費助成制度</p>	<p>保護者の負担を軽減し、児童が健やかに育つことを願い、健康保険を使って治療を受けたときに、保護者の方が支払う額(一部負担金)を玉野市が助成する。</p> <p>【対象者】 次の要件を満たす中学3年修了まで(15歳になった最初の3月31日まで)の児童</p> <p>※令和5年10月1日診療分から対象年齢を18歳になった最初の3月31日まで拡大・玉野市内に住民票があること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険、その他の健康保険に加入していること <p>【対象とならない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護を受けている ・無保険期間の診療 	<p>助成を受けられるのは、保険診療の範囲内で自己負担する部分。</p> <p>【対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険のきかない容器代 ・検診料 ・文書料 ・入院室料差額等 ・交通事故等(第三者行為)で他の責に帰すべきもの

<p>母子保健事業</p>	<p><子育て世代包括支援センター事業> 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談及び切れ目のない支援。 <母親学級・両親学級> 沐浴・乳児の抱っこ体験、父親の妊婦体験等を実施。妊婦が妊娠期、育児期を安全安心に過ごせるよう支援 <たまの産前産後ヘルパー派遣事業> タクシー会社へ事前に迎え場所・かかりつけ産科医療機関・出産予定日を登録することで、陣痛時に簡単にタクシーを利用できる制度。R5年度からタクシー料金の全額助成。 <産後ケア> 産科医療機関及び助産院に宿泊又は日帰り入所し、産後の休養、生活面の支援、授乳指導、子育て支援が受けられる。 <ママヘルプサービス(産前産後ヘルパー派遣事業)> 出産前後のお母さんにホームヘルパーを派遣し、育児・家事などの支援を行う事業。 <要観察児教室事業> 専門的指導員による療育及び保護者支援を実施し、保護者が子どもの発達や子どもに応じた関わり方を学ぶことができる。</p>	
<p>地域子ども楽級推進事業</p>	<p>地域で子どもたちを育てる体制として、様々な体験活動や世代間交流など知己に根ざした活動等を行う「子ども楽級」、基礎基本習得の学習支援を行う「おさらい会」を実施。</p>	
<p>子育てファミリーサポートセンター運営事業</p>	<p>育児の支援を行いたい人、支援を受けたい人を組織化し、会員の相互支援活動を実施する。</p>	
<p>放課後児童クラブ管理運営事業</p>	<p>就労等で放課後、保護者が昼間家庭にいない児童(小学1年生～小学6年生)を放課後児童クラブにおいて指導員が見守り、児童の健全な育成を図る。 ※市内の全14小学校区18クラブ開設</p>	
<p>その他</p>	<p>たまの認定移住者登録制度</p>	<p>本市への移住を希望する人を「たまの認定移住者」として登録することにより、本市の日常生活、イベント等の情報の提供を行い、本市への関心を維持するとともに、個別の要望等に応じて支援する。</p>
<p>移住支援金</p>	<p>東京圏から玉野市へ移住・定住し、かつ就労等に関する要件を満たした方に対して、移住支援金を支給する。 【就労等に関する要件】 ・岡山県が行う就労のマッチングサイトに掲載する求人に応募し、就業した方 ・起業支援金の交付を受けた方 ・テレワークにより移住前の就労を継続する方</p>	<p>・単身世帯：60万円 ・2名以上の世帯：100万円※ ※18歳未満の世帯員1人につき、交付額の加算あり ・R4.4.1以降に移住：30万円 ・R5.4.1以降に移住：100万円</p>
<p>結婚新生活支援事業</p>	<p>結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用を補助する。 【対象となる費用】 対象期間(令和5年4月1日～令和6年3月31日)に支払った以下の経費 ・住宅取得費(新築、購入) ・住宅リフォーム費 ・住宅賃借費(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料) ・引越し費用 【補助対象世帯】 次の全てに該当する世帯 ・令和5年3月1日以降に新規に婚姻した世帯 ・夫婦ともに居住する世帯が玉野市内にあり、その住宅に住民登録をしていること ・婚姻日時時点で年齢が夫婦ともに39歳以下であること ・申請時における夫婦の所得が、500万円未満であること ・夫婦ともに、市税等の滞納がないこと ・市が指定する講座等に参加する意思があること ・過去にこの補助金の交付を受けていないこと ・生活保護を受給していないこと ・夫婦ともに暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと</p>	<p>【補助限度額】 夫婦二人の年齢が ・29歳以下：60万円 ・30～39歳以下：30万円</p>
<p>葬祭費無料制度</p>	<p>玉野市民が亡くなった場合に適用できる。</p>	<p>・市所有の祭壇の使用・貸出 無料 ※使用場所は市内に限る。 ※斎場以外で使用する場合は無料で貸出。 ・葬祭用消耗品 無料 ※市で定めている消耗品に限る。 ・霊柩車の使用 無料 ※運行は、ご遺体1体につき1回2時間以内、市内に限る。 ・斎場使用料無料 ※待合室を使用の際、冷暖房使用料は有料。1室1時間101円)</p>
<p>給食アレルギー対応</p>	<p>小中学校入学時に、アレルギー対応や配慮を要する場合は、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出が必要となる。</p>	<p>・詳しい献立表で対応 ・牛乳や主食など、一部を除くことは可能。 ・令和4年9月から新学校給食センター稼働により、「卵」「牛乳・乳製品」について除去食対応が可能となる。 ・代替食無し。</p>